

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	神奈川県 伊勢原市

伊勢原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 伊勢原市経済環境部農業振興課
所在地 神奈川県伊勢原市田中 3 4 8 番地
電話番号 0 4 6 3 - 9 4 - 4 6 6 4
F A X 番号 0 4 6 3 - 9 5 - 7 6 1 3
メールアドレス nousei@isehara-city.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

主な対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ツキノワグマ、鳥類
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	神奈川県 伊勢原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	果樹	0.03ha 35千円
	野菜	0.12ha 599千円
	小計	0.14ha 635千円
ニホンジカ	果樹	0.85ha 3,273千円
	野菜	0.05ha 197千円
	豆類	0.02ha 25千円
	いも類	0.05ha 191千円
	水稻	0.05ha 53千円
	麦類	0.01ha 1千円
	小計	1.01ha 3,741千円
イノシシ	果樹	1.02ha 4,124千円
	野菜	1.02ha 670千円
	いも類	0.03ha 121千円
	水稻	0.01ha 14千円
	豆類	0.02ha 37千円
	小計	2.08ha 4,967千円
ハクビシン	果樹	0.01ha 157千円
	豆類	0.00ha 1千円
	小計	0.01ha 158千円
タヌキ	果樹	0.00ha 15千円
	小計	0.00ha 15千円
アナグマ	果樹	0.00ha 17千円
	小計	0.00ha 17千円
アライグマ	果樹	0.00ha 3千円
	野菜	0.00ha 0千円
	豆類	0.00ha 0千円
	小計	0.00ha 3千円
ツキノワグマ	小計	0.00ha 0千円

鳥類	果樹	0.13ha	1,617千円
	水稻	0.02ha	25千円
	豆類	0.07ha	114千円
	小計	0.23ha	1,757千円
合計		【被害面積】 3.48ha	【被害金額】 11,293千円

※被害数値について、品目毎に面積は小数点第三位を四捨五入、金額は千円未満を四捨五入により、小計及び合計が突合しない場合あり

※令和6年度野生鳥獣による農作物被害調査結果(神奈川県自然環境保全課)による

(2) 被害の傾向

○ニホンザル

市内には、丹沢地域個体群に属する3つの群〔日向群(27頭^{※1})・鐘ヶ嶽群(28頭^{※1})・岡津古久集団(5頭^{※1})〕が生息しており、年間を通じてニンジン、ナス、スイカ、キュウリ、ミカン等の農作物への被害を発生させている。また、3つの群については、行動域が人の生活圏に及んでいるため、人への威嚇等の生活被害も恒常的に発生させている。

さらに、ハナレザルについては、人慣れした個体が市街地にも出没しており、いつ生活被害が発生してもおかしくない状況である。

○ニホンジカ

人里に生息し、人家付近の農地に出没する個体数が増加傾向にあり、ミカン、スナップエンドウ、エダマメ、サツマイモ、ジャガイモ等の農作物への被害が依然、多く発生していて、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、深刻な影響を及ぼしている。特に比々多地区で多くの果樹(ミカン)被害をもたらしている。また、農地と住宅地が混在している場所においては、昼夜問わず目撃されるなど、人身事故の発生等が危惧されている。

さらに、ヤマビル運搬動物のため、農業者、地域住民、観光客等へのヤマビルによる吸血被害を誘起している。

○イノシシ

人里に生息し、人家付近の農地に出没する個体数が増加傾向にあり、ミカン、カキ、タケノコ、サトイモ、サツマイモ、クリ等の農作物への被害のほか、農地の掘り起こしや畦畔の崩壊等、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、深刻な影響を及ぼしている。特に比々多地区で多くの果樹(ミカン)被害をもたらしている。また、人里の住宅地や市街地への出没が確認されるなど、人身事故の発生等が危惧されている。

さらに、ヤマビル運搬動物のため、農業者、地域住民、観光客等へのヤマビルによる吸血被害を誘起している。

○ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ

市内全域で生息が確認され、ブドウ、ナシ、ミカン、トウモロコシ、ラッカセイ等の農作物被害及び人家侵入等の生活被害が増加している。特に外来生物であるアライグマの捕獲数は毎年増加している。

○ツキノワグマ

出没年には、人里の果樹（カキ）を中心に被害が発生している。また、大山地区を中心に住宅地や民家の軒先で出没が確認されるなど、人身被害等が懸念されている。令和6年度には、大山地区において鶏小屋で飼養している鶏に執着していた1頭について、県と協議して捕獲及び処分を実施している。

○鳥類

市内全域において、カラスを中心に果樹・野菜の播種時、収穫直前に食害等の被害を及ぼしている。また、市街地でのフン害や鳴き声による騒音、ゴミを荒らす等の生活被害が増加している。

さらに、カラスについては、繁殖期にヒナを守るために人間を攻撃する人身被害も発生している。

※¹ 令和6年度神奈川県ニホンザルカウント調査数

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	11,293千円	9,034千円
被害面積	3.48ha	2.78ha
被害減少率		被害金額、被害面積とも20%以上削減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に 関する 取組	<p>○対象鳥獣共通</p> <p>市、鳥獣被害対策実施隊、有害鳥獣対策協議会、専門業者が連携し、更に地域住民等と一体となり捕獲等を実施。</p> <p>ニホンジカやイノシシ等については、センサー付きカメラや自動で檻の柵が落ちるアニマルセンサー、捕獲情報が自動でメール配信されるソフト等を継続して活用。</p>	<p>○対象鳥獣共通</p> <p>農業後継者不足や耕作放棄地増加に伴い、鳥獣の生息域が拡大し、猟友会の高齢化、捕獲の担い手不足、止めさし及び埋設等に係る労力負担が懸念される。</p>

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>「個体数調整」</p> <p>○ニホンザル 第5次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、個体数調整を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わな（箱わな、大型捕獲檻）による捕獲後、止めさしは実施隊 ・銃器（装薬銃・空気銃・麻酔銃）による捕獲 <p>○ニホンジカ 第5次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、個体数調整を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わな（箱わな、大型捕獲檻、くくりわな）による捕獲後、止めさしは実施隊 ・銃器（装薬銃）による捕獲 ・鳥獣被害緊急対策事業として、捕獲奨励金を拡充して交付（令和5年度で県事業終了） <p>「有害捕獲」</p> <p>○イノシシ 神奈川県イノシシ管理計画に基づき、市の捕獲許可により有害捕獲を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わな（箱わな、大型捕獲檻、くくりわな）による捕獲後、止めさしは実施隊 ・銃器（装薬銃）による捕獲 ・鳥獣被害緊急対策事業として、捕獲奨励金を拡充して交付（令和6年度で県事業終了） ・豚熱への罹患を判別するための県等との調整 <p>○ハクビシン、タヌキ、アナグマ 市の捕獲許可に基づき、申請者が被害予察による捕獲を実施。希望が</p>	<p>「個体数調整」</p> <p>○ニホンザル 捕獲にはわなの適正な管理（餌交換、周辺整備等）が必要であるが、わなに対する慣れにより捕獲が難しくなっているため、餌の選定やわなの設置場所等を工夫する必要がある。また、頻繁ではないが、市街地に出没するハナレザルは、被害が発生しないよう効果的な対策を検討する必要がある。</p> <p>○ニホンジカ 捕獲にはわなの適正な管理（餌交換、周辺整備等）が必要であり、銃器による捕獲が困難な地域での効果的な手法の検討が必要である。</p> <p>「有害捕獲」</p> <p>○イノシシ 捕獲にはわなの適正な管理（餌交換、周辺整備等）が必要であり、銃器による捕獲が困難な地域での効果的な手法の検討が必要である。また、地域によっては、住宅敷地への侵入により突発的な遭遇による人身被害が懸念される。</p> <p>○ハクビシン、タヌキ、アナグマ 捕獲にはわなの適正な管理（餌交換、周辺整備等）が必要である。</p>

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>ある場合は、箱わなの貸出しや動物の回収、止めさしを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置及び管理：申請者 ・箱わなの貸出し回収：市等 ・止めさし：実施隊 <p>○ツキノワグマ 現地調査により出没が確認された場合、注意喚起、煙火を用いた追い払い、放棄果樹の除去、侵入防止柵の設置等を実施し、それでも地域への執着が見られた場合に県関係機関等と連携して捕獲を実施。</p> <p>○鳥類 市の捕獲許可により、被害予察による銃器捕獲を実施隊等が実施し、カラスについては大型捕獲檻での捕獲を実施。また、鳥インフルエンザへの罹患を判別するための現地確認及び県等との調整を実施。</p> <p>「計画的捕獲」</p> <p>○アライグマ 第4次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、被害防止対策を実施。希望がある場合は、箱わなの貸出しや動物の回収、止めさしを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置及び管理：届出者 ・箱わなの貸出・回収：市等 ・止めさし：実施隊 	<p>○ツキノワグマ 出没が想定される地域では、地域と連携した農作物残渣や放棄果樹の除去等の徹底を進める必要がある。</p> <p>○鳥類 農業被害以外に、市街地でのフン害や鳴き声による騒音等の生活被害が増加しているが、市街地では大きな音での追い払いができず、わなによる捕獲が難しい。カラス用の大型捕獲檻もあるが、おとりカラスの管理や檻の機動性の低さなどの課題がある。</p> <p>「計画的捕獲」</p> <p>○アライグマ 捕獲にはわなの適正な管理（餌交換、周辺整備等）が必要である。また、個体数の増加、生息域の拡大に対する効果的な手法の検討が必要である。</p>

	従来講じてきた被害防止対策	課題
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	<p>○広域獣害防止柵 H14～H16 にかけて県が市内全長 16.5km に渡り広域獣害防止柵（金網柵）を設置し、その後に市が移管を受けて有害鳥獣対策協議会等により維持管理を実施。大規模修繕箇所は外部業者により実施。また、鳥獣被害緊急対策事業として柵の修繕に対する補助を実施(令和5年度で県事業終了)。</p> <p>○侵入防止柵 H23～R7 にかけて有害鳥獣対策協議会により、3戸以上の農地（集落）を囲う侵入防止柵を設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R05：市内4地区で4.0km ・R06：市内3地区で2.5km ・R07：市内2地区で1.8km ・合計(H23～R7)：約41.7km <p>R2～R7 にかけて市町村事業推進交付金を活用し、侵入防止柵等の購入費に対する補助を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R05：侵入防止柵 13件 ・R06：侵入防止柵 12件 防鳥ネット 1件 ・R07：侵入防止柵 23件 防鳥ネット 6件 ・合計(R2～R7)： 侵入防止柵 95件 防鳥ネット 12件 <p>○ニホンザル 出没地区における組織的な追い上げや地域住民による追い払い、サル追い払い隊員による追い払いや追い上げ、生息状況調査で把握した位置情報を地域住民やサル対策関係者へメール配信を実施。また、市街地に出没するハナレザルに対する巡回、追い払い、メール等での注意喚起を実施。</p>	<p>○広域獣害防止柵 各地区協議会による点検が実施されているが、従事者の高齢化による担い手不足、急傾斜地における危険を伴う管理作業の負担、老朽化や台風等の自然災害による維持管理費用の増加の課題があり、効果的な維持管理を進める必要がある。</p> <p>○侵入防止柵 設置要件を満たさない箇所（農地以外の住宅敷地への侵入による生活被害等）への設置は全額自己負担となる。また、設置後の適切な維持管理がされる必要があるほか、設置を行っていない箇所に被害が集中することが懸念される。</p> <p>○ニホンザル 行動域が人の生活圏に及んでいるため、生活被害も発生しているが、人慣れによる追い払い効果の低減や発信器の未装着により位置の捕捉が難しく追い払いが煩雑化している。また、市街地に出没するハナレザルは、被害が発生しないよう効果的な対策を検討する必要がある。</p>

	従来講じてきた被害防止対策	課題
	<p>○対象鳥獣共通 市街地等に出没した際の巡回や煙火を用いた追い払い、注意喚起や捕獲を実施。</p>	<p>○対象鳥獣共通 市街地に出没した際の効果的な対策、捕獲の実施が必要である。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>○放棄果樹の除去等 鳥獣を誘引する要因となる放棄果樹の除去や農作物残渣等の埋設を推進する啓発活動を実施。また、ツキノワグマによる人里への出没を抑制するため、地域住民等と連携し、大山・子易地区の出没場所付近にある柿の木を伐採を実施。</p> <p>○集落環境整備 ツキノワグマをはじめとする鳥獣が多く出没する大山・子易地区において、（公益財団法人）かながわトラストみどり財団による県民参加の森林づくり活動を共催し、藪化した山林等の除伐作業を行い、有害鳥獣の潜み場をなくす環境整備を実施。</p>	<p>農業者の高齢化や担い手不足、農地・山林の荒廃の増加に伴う鳥獣の生息域の拡大や個体数の増加、こうした背景による農作物被害や生活被害の増加が懸念される。放棄果樹の除去等は、地域住民の理解や協力が必要であり、集落環境整備については、地域による自主的な取組を促進していく必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

●取組方針

本市の鳥獣対策を推進するため、市、鳥獣被害対策実施隊、湘南農業協同組合、神奈川県猟友会伊勢原支部、地域住民等が緊密に連携・協力し、神奈川県等からの指導・助言を受けながら、効率的で効果的な防除対策を講じる。

また、市内等の関係機関で組織する、伊勢原市有害鳥獣対策協議会における情報共有や被害等軽減に向けた取組を推進するため、事務事業や財政的な支援を行うとともに、地域住民と一体となって有害鳥獣対策を推進する。

防除対策の概要としては、人と野生動物の棲み分けを図るための、集落環境調査や緩衝帯整備、やぶ刈りや放棄果樹の除去等の集落環境整備、侵入防止柵の設置や維持管理、追い払いや追い上げ、個体数調整のための捕獲活動等を総合的に推進する。広域獣害防護柵の維持管理は課題を踏まえて効果的な手法を検討する。また、各種対策を継続的に実施するため、新たな人材の発掘や育成等により担い手の確保に向けて取組むとともに、鳥獣被害対策におけるICT技術の活用により担い手の負担軽減に努める。

○ニホンザル

第5次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、被害防止対策を実施する。個体数調整については、わな(箱わな、囲いわな、大型捕獲檻)による捕獲を実施する。

被害防除対策については、被害に遭わない集落を目指すため、継続的に組織的追い上げ・追い払い、サル追い払い隊員による追い払いや追い上げ、地域住民による追い払い対策等の支援を行い、被害防除への意識付けを行う。

○ニホンジカ

第5次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、被害防止対策を実施する。

個体数調整については、銃器やわな(箱わな、大型捕獲檻、くくりわな)による捕獲を実施する。

被害防除対策については、広域獣害防止柵の維持管理を強化し、更に侵入防止柵の設置を促進する。

○イノシシ

第2次神奈川県イノシシ管理計画に基づき、被害防止対策を実施する。

有害捕獲については、銃器やわな(箱わな、大型捕獲檻、くくりわな)による捕獲を実施する。

被害防除対策については、広域獣害防止柵の維持管理を強化し、更に侵入防止柵の設置を実施する。

イノシシの死体や豚熱に罹患していると疑われる個体を発見した場合は、市や県に連絡する。

○ハクビシン、タヌキ、アナグマ

地域住民が自ら捕獲を進めるため、捕獲技術指導やわな猟免許取得に対する支援を行うとともに侵入防止柵の設置を促進する。

○アライグマ

第4次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、被害防止対策を実施する。地域住民が自ら捕獲を進めるため、捕獲技術指導やわな猟免許取得に対する支援を行うとともに侵入防止柵の設置を促進する。

○ツキノワグマ

放棄果樹の撤去、追い払い(煙火・銃器)や侵入防止柵の設置により出没抑制を図るとともに、状況に応じて神奈川県等関係機関と連携して捕獲等(緊急銃猟含む)を実施する

○鳥類

銃器や大型捕獲檻等による捕獲を実施するとともに、防鳥ネット設置への支援などを通じて、被害抑制を図る。

同じ場所で多くの鳥が外傷なく死亡している場合や、猛禽類や水鳥が外傷なく死亡している場合は、鳥インフルエンザが疑われるため、市や県に連絡する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

伊勢原市、鳥獣被害対策実施隊、有害鳥獣対策協議会、専門業者が連携し、更に地域住民等と一体となり捕獲等を実施するとともに、捕獲された個体は適正に処理する。

1 銃器捕獲

○イノシシ・ニホンジカ・鳥類

第2次神奈川県イノシシ管理計画（令和9・10年度は第3次計画）や第5次神奈川県ニホンジカ管理計画（令和9・10年度は第6次計画）、鳥類は地域の被害状況に基づき、鳥獣被害対策実施隊等が銃器捕獲を実施する。

○ニホンザル

第5次神奈川県ニホンザル管理計画（令和9・10年度は第6次計画）に基づき、鳥獣被害対策実施隊や専門業者等による効率的な銃器捕獲を実施する。

2 わな捕獲

○ニホンザル

第5次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、市がわな（箱わな、囲いわな、大型捕獲檻）を設置し捕獲を進める。また、必要に応じて専門業者等による効率的な捕獲を進める。

○ニホンジカ

第5次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、鳥獣被害対策実施隊等により、わな（箱わな、大型捕獲檻、くくりわな）捕獲を実施するとともに農業者等地域住民による維持管理を実施する。

○イノシシ

第2次神奈川県イノシシ管理計画に基づき、鳥獣被害対策実施隊等により、わな（箱わな、大型捕獲檻、くくりわな）捕獲を実施するとともに農業者等地域住民による維持管理を実施する。

○ハクビシン、タヌキ、アナグマ

農業者等地域住民の要望に応じて箱わなを貸し出し、地域住民による維持管理を実施する。

○アライグマ

第4次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、箱わなによる捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 8年度 ～ R 10年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ツキノワグマ、鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門技術者による捕獲技術講習会の開催 ・ 農業者等の狩猟免許（わな・銃）取得の支援 ・ 狩猟者の免許更新の支援 ・ 捕獲に効果的な資機材や I C T 技術の研究、導入 ・ わなの設置場所の検討、調整 ・ わなの設置場所、設置数の管理 ・ サル追い払い隊員と連携したわなの設置状況の把握

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

	捕獲計画数等の設定の考え方	捕獲計画数 (毎年度)
ニホンザル	第 5 次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、毎年度策定される神奈川県ニホンザル管理事業実施計画に設定される捕獲頭数に準拠し、毎年度策定する市実施計画に設定する。	毎年度設定
ニホンジカ	第 5 次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、毎年度策定される神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に設定される捕獲頭数に準拠し、毎年度策定する市実施計画に設定する。	毎年度設定
イノシシ	第 2 次神奈川県イノシシ管理計画に基づき、生息状況調査や被害状況等を鑑みて捕獲頭数を設定する。	1 1 0 頭
ハクビシン、タヌキ、アナグマ	出没状況及び被害状況を鑑みて、捕獲頭数を設定する。	1 7 0 頭
アライグマ	第 4 次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、毎年度策定する市実施計画に捕獲頭数を設定する。	毎年度設定
ツキノワグマ	人身被害発生の恐れがある場合等は、神奈川県等の関係機関と連携し捕獲を検討する。	—
鳥類	出没状況及び被害状況を鑑みて、捕獲頭数を設定する。	2 0 0 羽

捕獲等の取組内容	
銃器	年間を通して山間部及び山際の農地を中心に捕獲を実施する。
わな	年間を通して箱わな・大型捕獲檻・くくりわなを使用して捕獲を実施する。
予定場所	市内全域（銃器については、使用可能な地域に限る）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	R 8 年度～R 1 0 年度
ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ツキノワグマ	各実施年度の前年に、侵入防止柵（電気柵または複合柵）の設置の要望がある地域の現地調査を行い、出没している鳥獣の種類や被害状況を把握した後に、維持管理に係る労力等を生産者と協議した上で、設置距離や柵の種類等を決定する。また、農業者による自主防除を促進するため、農地への侵入防止柵の購入費の一部を支援する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	R 8 年度～R 1 0 年度
ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域獣害防護柵の維持管理 ・ 侵入防止柵の維持管理 ・ サルの組織的追い払いの実施 ・ 追い払い資材の提供 ・ 被害対策研修会の実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

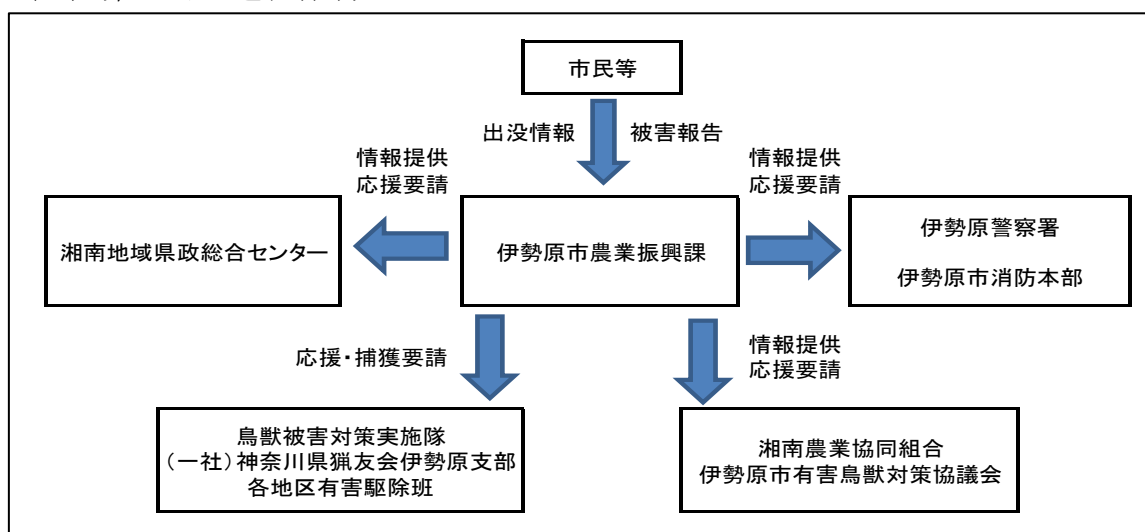
年度	対象鳥獣	取組内容
R 8 年度～R 1 0 年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ツキノワグマ、鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩衝帯の整備(荒廃農地の解消) ・ 農作物残渣や放棄果樹の除去 ・ 生息動向・被害状況の把握 ・ 集落環境調査 ・ 鳥獣被害防止に係る情報発信

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伊勢原市	現地調査、住民への注意喚起、パトロール、追い払い、わなの設置・見回り、猟友会への捕殺依頼、関係機関との連携等
伊勢原市鳥獣被害対策実施隊	現地調査、パトロール、わなの見回り、関係機関と連携した捕殺等
湘南農業協同組合 【伊勢原市有害鳥獣対策協議会（各地区有害鳥獣対策協議会を含む）】	現地調査、住民への注意喚起、パトロール、わなの見回り、猟友会への捕殺依頼、情報共有等
神奈川県湘南地域県政総合センター 環境部環境調整課	情報の共有
神奈川県猟友会伊勢原支部 (各地区有害駆除班)	現地調査、捕殺、緊急対応、わなの見回り、パトロール等
伊勢原警察署 伊勢原市消防本部	現地確認、緊急対応、パトロール等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、苦痛を伴わない安楽死後埋設又は焼却処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲実施者が自家消費しているほか、民間の処理加工施設によりジビエ加工（食品等）が行われている。
ペットフード	
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

利用の経緯	平成26年度、有害鳥獣として捕獲された鳥獣肉の有効利用と、鳥獣肉を市の特産物として地域活性化につなげることを目的として、猟友会伊勢原支部大山高部屋有害駆除班が中心となり食肉処理施設（解体処理施設）を建設した。 平成27年度には、ニホンジカ・イノシシ肉の冷凍（真空パック）ブロック肉の加工販売ができるよう食肉処理施設（加工処理施設）を増築し、平成28年6月6日に食肉処理業の許可を受け、ニホンジカやイノシシの冷凍ブロック肉やミンチ肉の販売を行っている。
施設概要	(1)所在地 神奈川県伊勢原市子易1717番地 (2)名称 猪・鹿問屋 「阿夫利山荘」 (3)設備 【解体処理施設】 荷受室、食品取扱室〔枝肉への加工〕 面積：11.6㎡（解体処理室5.39㎡+既存室6.21㎡） 大型冷蔵庫（原料保存用冷蔵室、食肉保存用冷蔵室） 【加工処理施設】 カット室〔脱骨、ブロック肉等加工処理〕 面積：15.01㎡（加工室7.45㎡+通路7.56㎡） 金属検知器、大型冷凍庫、真空パック器、計量器、ミートチップパー、乾燥機、スライサー
生産・販売への支援	ジビエの生産・販売を促進させるため、鳥獣被害総合防止対策交付金を活用し、当該施設において食肉加工や商品開発に使用する設備の導入費等を支援する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

猪・鹿問屋「阿夫利山荘」において、猟友会のうち、処理加工や衛生管理の知識を有する者により、捕獲鳥獣の有効利用のための人材育成が図られている。
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊勢原市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
湘南農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢原市有害鳥獣対策協議会事務局 ・4地区有害鳥獣対策協議会事務局 ・被害対策支援 ・被害対策研修会等の開催 ・わな免許講習会の開催
4地区有害鳥獣対策協議会 (大山・高部屋・比々多・成瀬地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止柵の維持管理 ・有害鳥獣等の捕獲 ・サルの組織的な追い払い ・被害対策研修会等の開催
J A湘南生産組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害報告の収集 ・被害対策調査研究
神奈川県猟友会伊勢原支部 各地区有害駆除班	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣生息調査 ・有害鳥獣等の捕獲
伊勢原市園芸協会	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連携 ・被害対策調査
伊勢原市畜産会	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連携 ・被害対策調査
伊勢原市森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連携 ・森林被害対策調査
学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢原市鳥獣被害防止計画への指導や助言 ・伊勢原市有害鳥獣対策協議会が行う対策事業の企画立案
伊勢原市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連携 ・遊休農地の調査・対策
伊勢原市 (農業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢原市鳥獣被害防止計画の策定 ・伊勢原市ニホンザル管理事業実施計画及び伊勢原市ニホンジカ管理事業実施計画、伊勢原市アライグマ防除実施計画作成 ・被害対策支援 ・関係機関調整 ・鳥獣被害対策実施隊庶務 ・伊勢原市有害鳥獣対策協議会会計事務

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
神奈川県環境農政局 緑政部自然環境保全課野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局 緑政部自然環境保全課平塚駐在事務所 (かながわ鳥獣被害対策支援センター)	対策提案、対策指導、技術支援、 情報提供
神奈川県湘南地域県政総合センター 環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

名称	伊勢原市鳥獣被害対策実施隊
沿革	平成24年11月設置(市職員のうち市長が指名した職員) 平成26年4月民間隊員(神奈川県猟友会伊勢原支部支部長推薦者で市長が任命したもの)を追加配置
隊員	(1) 令和6・7年度 行政隊員9名、民間隊員24名、合計33名 (2) 隊員の選出について <ul style="list-style-type: none"> ・市の職員のうち市長が指名する者 ・神奈川県猟友会伊勢原支部の会員のうち、有害鳥獣駆除活動を経験した者で防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれ、神奈川県猟友会伊勢原支部長が推薦する者 ・伊勢原市有害鳥獣対策協議会の委員のうち、防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれ、伊勢原市有害鳥獣対策協議会会長が推薦する者
活動	(1) 生息情報収集と被害調査 (2) 捕獲活動(緊急銃猟含む) (3) わなの見まわり (4) 追払活動(ニホンザル、ツキノワグマ等) (5) 技術向上と普及指導 (6) 鳥獣被害防止柵(広域獣害防止柵・侵入防止柵)の設置 (7) 緊急出動・その他

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

◆伊勢原市有害鳥獣対策協議会

目的	有害鳥獣による農林畜産物の被害防止策を講ずるとともに、野生鳥獣の保護との調和を図りつつ、農業経営の安定と発展を図る。
内容	(1)被害の実態把握 (2)被害防止に関する諸施策の実施 (3)有害鳥獣捕獲の講習会等の実施 (4)関係機関等との連絡調整
設置	平成5年5月11日設置
構成	農協（役員・担当理事）、地区有害鳥獣対策協議会長、園芸協会、畜産会、生産組合、森林組合、農業委員会、猟友会（有害駆除班）、学識経験者、伊勢原市（農業振興課）、オブザーバー（神奈川県農業技術センター、神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境調整課及び農政部地域農政推進課、神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、伊勢原警察署、鳥獣保護管理員）
役員	〔会長〕湘南農業協同組合組織営農経済担当常務 〔副会長〕市経済環境部農地利用担当部長 生産組合長会会長連絡協議会代表（伊勢原地区）
事務局	J A湘南組織農政部組織農政課 （会計担当：伊勢原市農業振興課）

■地区有害鳥獣対策協議会

設置地区	大山、高部屋、比々多、成瀬地区に設置
構成員	J A湘南役員、地区生産組合、地区生産部会、自治会等で構成
事務局	J A湘南各支店

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画に記載した事項以外の被害防除対策について、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討し実施していく。